

# 長崎県アルコール健康障害対策推進計画

(素案)

平成31年 月

長崎県

## <目 次>

### 序章

#### 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の期間…………… 2

### 第1章

#### 長崎県の現状

- 1 飲酒者の状況…………… 3
- 2 アルコール依存症者の受療状況…………… 5
- 3 飲酒運転検挙及び飲酒運転による交通事故状況…………… 6

### 第2章

#### 基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 10
- 2 基本的な方向性…………… 10

### 第3章

#### 重点施策及び目標

- 重点施策及び目標…………… 51

### 第4章

#### 基本的施策

- 【発生予防】
- 1 教育の振興等…………… 52
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止…………… 52
- 3 広報・啓発の推進…………… 52

【進行予防】	
1 健康診断及び保健指導	52
2 アルコール健康障害に係る医療の充実	52
3 飲酒運転等をした者に対する指導等	52
4 相談支援等	52
【再発予防】	
1 社会復帰支援	52
2 民間団体活動支援	52
3 相談支援等（再掲）	52

## 第5章

### 推進体制等

1 関係機関との連携	52
2 推進体制	52
3 計画の進行管理	52
4 計画の見直し	52

## 第6章

### 資料等

1 アルコール健康障害対策基本法	52
2 保健所一覧	52
3 関係団体一覧	52

はじめに

お酒は私たちの生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、伝統行事や祝いの席、懇親の場などに欠かせないものであり、私たちの生活に、身近な嗜好品として深く浸透しています。

その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、さらに家族への影響や、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の重大な社会問題を生じさせる危険性が高いため、社会全体で不適切な飲酒の改善に取り組むことが求められています。

このため、本県では、「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、国が平成28年5月に策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」を踏まえ、本県の実情に即した「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。

本計画においては、アルコール健康障害の発生から進行、再発の各段階に応じた防止対策を実施するとともに、アルコール健康障害を有している者、又は有していた者とその家族を支援すること、さらに、アルコール健康障害による飲酒運転等の社会的問題に関する施策との有機的な連携を図ることを基本理念としています。

県としましては、市町、警察、民間団体等、関係機関と連携しながら取組を進めてまいりますので、本計画の推進のために県民の皆様、及び本計画の推進に関わる方々の御協力を賜りますようお願い申し上げます。